二　特例フィリピン人介護福祉士候補者の要件の確認

平成二十一年度から平成二十六年度までに入国したフィリピン人介護福祉士候補者であって法務省告示の特例により在留資格の変更の許可を受けようとするものを受け入れようとする機関からの依頼に応じて、厚生労働省職業安定局長は、当該機関が日フィリピン協定に基づき当該フィリピン人介護福祉士候補者を現に雇用するものであるか否かを確認するとともに、同省社会・援護局長は、第二の二の1の⑵及び⑶の要件、同2の⑵の要件並びに同3の⑴及び⑵の要件を満たすか否かを確認し、同省職業安定局長及び社会・援護局長は、それらの結果を当該機関に対して通知するものとする。

第五　受入れ調整機関による相談対応等

一　受入れ調整機関の事業

受入れ調整機関は、特例フィリピン人看護師候補者等に対する適正な雇用管理、適切な研修等を確保するため、次に掲げる事業を実施する。

1　（略）

2　特例受入れ機関からの報告の受理

⑴・⑵　（略）

⑶　随時報告

イ　（略）

ロ　特例受入れ機関は、受け入れている特例フィリピン人看護師候補者等が特定活動の在留資格（特例フィリピン人看護師候補者等又はフィリピン人看護師若しくはフィリピン人介護福祉士に係る活動を指定されたものに限る。）以外の在留資格への変更の許可を受けた場合には、速やかにその旨を受入れ調整機関に報告するものとする。

ハ～ホ　（略）

⑷・⑸　（略）

3～7　（略）

二　（略）

第六　（略）

別表第一（第一の三、第二の一、第五の一関係）

区分	年度
（略）	（略）
特例フィリピン人第六陣看護師候補者	平成二十九年度
特例フィリピン人第七陣看護師候補者	平成三十年度

別表第二（第一の三、第二の二、第五の一関係）

区分	年度
（略）	（略）
特例フィリピン人第五陣介護福祉士候補者	平成二十九年度
特例フィリピン人第六陣介護福祉士候補者	平成三十年度

二　特例フィリピン人介護福祉士候補者の要件の確認

平成二十一年度から平成二十五年度までに入国したフィリピン人介護福祉士候補者であって法務省告示の特例により在留資格の変更の許可を受けようとするものを受け入れようとする機関からの依頼に応じて、厚生労働省職業安定局長は、当該機関が日フィリピン協定に基づき当該フィリピン人介護福祉士候補者を現に雇用するものであるか否かを確認するとともに、同省社会・援護局長は、第二の二の1の⑵及び⑶の要件、同2の⑵の要件並びに同3の⑴及び⑵の要件を満たすか否かを確認し、同省職業安定局長及び社会・援護局長は、それらの結果を当該機関に対して通知するものとする。

第五　受入れ調整機関による相談対応等

一　受入れ調整機関の事業

受入れ調整機関は、特例フィリピン人看護師候補者等に対する適正な雇用管理、適切な研修等を確保するため、次に掲げる事業を実施する。

1　（略）

2　特例受入れ機関からの報告の受理

⑴・⑵　（略）

⑶　随時報告

イ　（略）

ロ　特例受入れ機関は、受け入れている特例フィリピン人看護師候補者等が特定活動の在留資格（特例フィリピン人看護師候補者若しくは特例フィリピン人介護福祉士候補者又はフィリピン人看護師若しくはフィリピン人介護福祉士に係る活動を指定されたものに限る。）以外の在留資格への変更の許可を受けた場合には、速やかにその旨を受入れ調整機関に報告するものとする。

ハ～ホ　（略）

⑷・⑸　（略）

3～7　（略）

二　（略）

第六　（略）

別表第一（第一の三、第二の一、第五の一関係）

区分	年度
（略）	（略）
特例フィリピン人第六陣看護師候補者	平成二十九年度

別表第二（第一の三、第二の二、第五の一関係）

区分	年度
（略）	（略）
特例フィリピン人第五陣介護福祉士候補者	平成二十九年度